

令和2年度 事業計画書

令和2年度の事業計画については、一般財団法人として内閣府から認可を受けた以下のような実施事業（継続事業）、その他事業を着実に実行するとともに、安定的収益の確保に向けて新たな役務業務のあり方を検討していく。

1. 実施事業の概要（公益目的支出計画に基づく継続事業）

（1）調査研究事業

①空域安全性評価業務補助作業 [航空局]

- ・航空路における垂直間隔短縮（RVSM）の1,000ft適用に対する飛行高度の安全性評価を支援

※ICAOの主導で関係国が世界的に毎年実施しているもので、当該評価に必要なデータの分析作業となる。

②航空安全プログラムの適用に伴う安全情報（自発報告）分析作業 [ATEC]

- ・パイロットや管制官などが体験したヒヤリハット情報を自発的に報告させてウェブ等で公開し、関係者がこれらの情報を共有して安全運航に活用するための情報を分析

※航空局から航空輸送技術センター（ATEC）に毎年発注される契約の一部請負。最終的に「FEED BACK」というタイトルで公開される。

（2）国際協力事業

①航空管制官協会国際連盟（IFATCA）との連携

- ・積極的にIFATCA国際会議に国交労組と参画し、参加国の航空管制に対する取り組みや将来構想、航空管制官の処遇等に関して情報交換を実施

※IFATCA アジア太平洋地域会議（令和2年 [日程未定]：開催場所フィリピン）

②民間航空交通管制業務提供機構（CANSO）との連携

- ・CANSO 準会員として航空局（正会員）とともに実務者検討グループなどの会議に参画し、航空交通の発展に寄与

※CANSO アジア・パシフィック地域年次総会（令和2年5月12日～15日：開催場所パプアニューギニア）

CANSO 年次総会（令和2年6月9日～12日：開催場所アゼルバイジャン）

（3）知識の普及事業

①航空研修の実施

- ・航空会社をはじめ運輸関連企業に対し、航空管制に関する職員研修を実施

②講演会の講師派遣

- ・学校法人、地方公共団体及び企業等を対象として、管制業務に関する啓蒙活動を推進

※令和元年度から公益目的としての普及活動と収益目的の事業とを分類し、一般企業に対しては講演料を引き上げ。

2. その他事業の概要

(1) 出版事業

- ・現行の「航空管制用語解説」等の内容を見直し、最新版を編集して販売を促進 [自主事業]

(2) 技術支援事業

- ・安全報告に係る分析委員会事務補助及び情報分析作業 [航空局]

※航空局が毎年継続している分析委員会は、航空局・航空会社・有識者で構成されており、情報分析の作業については航空管制に係る高度の専門知識が求められる。

(3) コンサルタント事業

①「成田空港の能力向上に関する調査研究（令和2年度）」 [NAA]

※NAAにおける「成田空港の運用能力プロジェクト」企画書に掲げられた調査研究の進め方に沿って実施した2年間の工程を延長し、更に検証内容を深掘りする。
調査研究のポイントは、時間値72回となる発着枠を更に拡大するための新たな算出方法の提案、加えて環境対策上で求められるA/B滑走路の新たな運用方法の提案となる。

②管制通信に係る誤認防止対策に関する調査 [航空局]

※令和元年度に受注した諸外国の動向調査の継続。今後の航空交通量の増大に伴う管制官とパイロットの交信回数は益々増加するため、交信に齟齬が出る場合はシステム上で検知して注意喚起する手法など、新たな誤認防止策の提案となる。

③「モンゴル国新ウランバートル国際空港の人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト（航空管制分野）」 [JICA]

※平成28年度から航空保安無線システム協会（JRANSA）と共同で実施。令和2年度も継続される。

(4) 英語能力証明試験事業

- ・航空管制等業務に係る語学能力評価試験実施請負 [航空局]

※いわゆる英語試験（レベル4）であるが、航空局・防衛省（陸海空）とは専用システム回線を構築して毎年実施している。

(5) 海外事業

- ・「タジキスタン国 性能準拠型航法導入に係る能力開発プロジェクト」
[JICA]

※令和2年から約3年間にわたり、タジキスタン航空管制公社に対して衛星を利用した航空機の効率的かつ安全性の高い性能準拠型航法（PBN 航法）の導入に係る能力向上のための支援を行う。

3. 共益事業

(1) 機関誌「航空管制」を年4回編纂・発行 [自主事業]

- ・掲載内容の充実を図るため、編集委員会の活動を活発化していく。

(2) 法人賛助会員対象の管制施設見学会・意見交換会等を企画 [自主事業]

- ・令和2年度も航空局と調整を図り、継続して航空交通管制に係る知識の普及活動を推進していく。